

「各種事務事業の取扱い」(その4)

12 福祉・保健・医療分科会(要介護認定者に対する高齢者福祉施策)

ページ	事務事業コード	各種事務事業	分類	調整方針案
16	030601	介護支援専門員等支援事業	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
17	030504	住宅改造費の助成(高齢者分)	合併後に統一	県の基準に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
18	030323	ナイトデイサービス支援事業	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
19	030319	痴呆性高齢者家族やすらぎ支援事業	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
20	030317	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
21	030320	生活困窮者利用者負担軽減事業	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度とそれに続く翌年度は現行どおりとする。
22	030602	介護相談員派遣事業	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
23	030503	リフォームヘルパーの派遣	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
24	030312-1	家族介護支援短期入所(緊急時支援サービス)	合併後に統一	中之島町の制度を基に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
25	030101	在宅高齢者等紙おむつ支給事業(高齢者分)	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
26	030102	家族介護見舞金支給事業(高齢者分)	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
27	030316	訪問介護利用者支援事業	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
28	030311-6	高齢者福祉施策で実施する介護サービス	合併後に廃止	廃止する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、廃止後は介護保険サービスや介護予防等の高齢者福祉施策のなかで対応を図るものとする。
29	030103	家族介護慰労事業	合併後に廃止	廃止する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、廃止後は家族介護見舞金支給制度のなかで対応を図るものとする。
30	030104	在宅介護者特別助成金	合併後に廃止	廃止する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、廃止後は家族介護見舞金支給制度のなかで対応を図るものとする。

12 福祉・保健・医療分科会(高齢者福祉と同種の障害者福祉施策)

ページ	事務事業コード	各種事務事業	分類	調整方針案
31	020405	住宅改造費の助成(障害者分)	合併後に統一	県の基準に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
32	020108	紙おむつ支給事業(障害者分)	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
33	020109	家族介護見舞金支給事業(障害者分)	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月17日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1	2 福祉・保健・医療分科会	0	3 高齢者福祉	0	6 その他	0	1 介護支援専門員等支援事業
長岡市		中之島町		越路町			
<p>(1)目的 介護支援専門員、在宅介護支援センター職員、理学療法士、作業療法士等が行う業務を支援する。</p> <p>(2)内容 介護保険法に基づく住宅改修費支給申請書に係る住宅改修が必要な理由書作成業務(理由書を作成する月において介護保険法第7条第18項に規定する居宅介護支援の提供を受けていない者に対して行った業務)及び長岡市高齢者等住宅改修費補助事業実施要綱に基づく住宅改修費補助申請に係る理由書作成業務に対し、1件当たり2,000円を助成する。</p> <p>(3)支援方法 上記業務を行った介護支援専門員等が所属する指定居宅介護支援事業所等に対し、補助金を交付する。</p> <p>(4)事業費負担 県3/4 市1/4</p>		<p>(1)目的 同左</p> <p>(2)内容 介護保険法に基づく住宅改修費、支給申請書に係る住宅改修が必要な理由書作成業務に対し、介護保険の居宅介護支援の契約をしていない場合に、1件当たり2,000円を助成する。</p> <p>(3)支援方法 同左</p> <p>(4)事業費負担 長岡市に同じ</p>		<p>(1)目的 同左</p> <p>(2)内容 同左</p> <p>(3)支援方法 同左</p> <p>(4)事業費負担 長岡市に同じ</p>			
三島町		山古志村		小国町		課 題	調整方針案
<p>(1)目的 在宅介護支援センター職員が行う業務を支援する。</p> <p>(2)内容 介護保険法に基づく住宅改修費、支給申請書に係る住宅改修が必要な理由書作成業務に対し、介護保険の居宅介護支援の契約をしていない場合に、1件当たり2,000円を助成する。</p> <p>(3)支援方法 同上</p> <p>(4)事業費負担 長岡市に同じ</p>		なし		<p>(1)目的 長岡市に同じ</p> <p>(2)内容 介護保険法に基づく住宅改修費、支給申請書に係る住宅改修が必要な理由書作成業務に対し、介護保険の居宅介護支援の契約をしていない場合に、1件当たり2,000円を助成する。</p> <p>(3)支援方法 長岡市に同じ</p> <p>(4)事業費負担 長岡市に同じ</p>			長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月17日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療分科会	0 3	高齢者福祉	0 5	住宅	0 4	住宅改造費の助成(高齢者分)
長岡市		中之島町		越路町			
(1)目的 日常生活において介護を必要としている人が、暮らしやすい生活ができるように住宅(居室、浴室、トイレ等)の改造費補助をすることにより、在宅生活の向上をはかるもの。 (2)対象者 要支援・要介護1~5 世帯合計所得600万円未満 を満たす者 (3)内容 対象者が利用する箇所の改造で日常生活に利便を与える改造工事(対象工事)に対し限度額以内で補助金を交付する。 (4)事業費負担 補助対象経費 30万円 補助率 生活保護世帯 10/10 所得税非課税世帯 9/10 その他の世帯 9/10 県補助金 対象経費の1/2		なし		なし			
三島町		山古志村		小国町		課 題	
(1)目的 長岡市に同じ (2)対象者 長岡市に同じ 世帯合計収入600万円未満 を満たす者 (3)内容 長岡市に同じ (4)事業費負担 補助対象経費 30万円 補助率 生活保護世帯 10/10 所得税非課税世帯 3/4 その他の世帯 1/2 県補助金 長岡市に同じ		(1)目的 同左 (2)対象者 同左 同左 (3)内容 同左 (4)事業費負担 補助対象経費 30万円 補助率 同左 同左 同左 県補助金 長岡市に同じ		(1)目的 同左 (2)対象者 同左 同左 (3)内容 同左 (4)事業費負担 補助対象経費 80万円 補助率 同左 同左 同左 県補助金 長岡市に同じ		県の基準に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月14日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 2 福祉・保健・医療	0 3 高齢者福祉	0 3 介護・日常生活の援助	2 3	ナイトデイサービス支援事業
長岡市	中之島町	越路町		
(1)目的 日常的にデイサービスセンターを利用している 痴呆性高齢者を対象に緊急に夜間の介護が必要 になったとき、デイサービスセンターに宿泊する 事業(ナイトデイサービス事業)を実施する 事業所に対して、補助金を交付する。 (2)ナイトデイサービス事業の対象者 ・日常的に当該デイサービスセンターを利用して いる人 ・痴呆があり、環境適応能力がないため、短期入 所の利用が困難である人 ・当該デイサービスセンターで夜間の介護サービ スを受ける必要がある人(様態の悪化や介護者の 疾病等) (3)利用者負担 1回(1泊2日)4,000円 (食材料費及び送迎費は自己負担) (4)市補助金 1回につき12,000円 (5)16年度予算額 862,000円 (6)市単独事業	なし	なし		
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし		長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は 現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月17日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1	2 福祉・保健・医療	0	3 高齢者福祉	0	3 介護・日常生活の援助	1	9 痴呆性高齢者家族やすらぎ支援事業
長岡市		中之島町		越路町			
(1)目的 介護家族への支援として、痴呆性高齢者の居宅に「やすらぎ支援員」が訪問して見守りや話し相手をする。 (2)対象者 要支援、要介護1、要介護2の認定を受けている者で、痴呆性老人の日常生活自立度判定を受けている者。 (3)利用日数 1週間 8時間 (4)利用料 1時間 100円 生活保護世帯 無料 (5)事業費負担 県3/4 市1/4		なし		なし			
三島町		山古志村		小国町		課	題
なし		なし		なし			調整方針案
							長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月17日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療分科会	0 3	高齢者福祉	0 3	介護・日常生活援助	1 7	社会福祉法人等利用者負担軽減事業
長岡市		中之島町		越路町			
<p>(1) 目的 低所得者の軽減を図る。 軽減を図った社会福祉法人等に助成を行う。</p> <p>(2) 対象 サービス利用者 < 居宅サービス利用者 > 市町村民税が非課税の世帯に属する者であって、 老齢福祉年金受給者又は合計所得金額が0円以下のもの(生活保護受給者は対象外) < 施設サービス利用者 > 市町村民税が非課税の世帯に属する者であって、 老齢福祉年金受給者又は対象収入が42万円以下のもの(生活保護受給者は対象外) 実施主体 ・社会福祉法人 ・民間事業者</p> <p>(3) 内容 対象者の利用者負担を1/2に軽減する 軽減を図った社会福祉法人等に助成を行う ・社会福祉法人 県の計算式 ・民間事業者 軽減総額の3/4を補助</p> <p>(4) 事業費負担 ・社会福祉法人 県3/4 市1/4 ・民間事業者 全額市負担</p>		<p>(1) 目的 同左</p> <p>(2) 対象 サービス利用者 < 居宅サービス利用者 > 同左 < 施設サービス利用者 > 同左 実施主体 ・社会福祉法人 (民間事業者は対象外)</p> <p>(3) 内容 同左 軽減を図った社会福祉法人等に助成を行う ・社会福祉法人 県の計算式</p> <p>(4) 事業費負担 ・社会福祉法人 県3/4 町1/4</p>		<p>(1) 目的 同左</p> <p>(2) 対象 サービス利用者 < 居宅サービス利用者 > 同左 < 施設サービス利用者 > 同左 実施主体 同左</p> <p>(3) 内容 同左 軽減を図った社会福祉法人等に助成を行う 同左</p> <p>(4) 事業費負担 同左</p>			
三島町		山古志村		小国町		課 題	調整方針案
<p>(1) 目的 同上</p> <p>(2) 対象 サービス利用者 < 居宅サービス利用者 > 同上 < 施設サービス利用者 > 同上 実施主体 ・社会福祉法人 (民間事業者は対象外)</p> <p>(3) 内容 同上 軽減を図った社会福祉法人等に助成を行う ・社会福祉法人 県の計算式</p> <p>(4) 事業費負担 ・社会福祉法人 県3/4 町1/4</p>		<p>(1) 目的 同左</p> <p>(2) 対象 サービス利用者 < 居宅サービス利用者 > 市町村民税が非課税の世帯に属する者であって、 老齢福祉年金受給者(生活保護受給者は対象外) < 施設サービス利用者 > 同左 実施主体 同左</p> <p>(3) 内容 同左 軽減を図った社会福祉法人等に助成を行う 同左</p> <p>(4) 事業費負担 同左</p>		<p>(1) 目的 同左</p> <p>(2) 対象 サービス利用者 < 居宅サービス利用者 > 市町村民税が非課税の世帯に属する者であって、 老齢福祉年金受給者又はすべての世帯全員の合計 所得金額が10万円以下のもの(生活保護受給者は 対象外) < 施設サービス利用者 > 市町村民税が非課税の世帯に属する者であって、 老齢福祉年金受給者又は対象収入が30万円以下の もの(生活保護受給者は対象外) 実施主体 同左</p> <p>(3) 内容 同左 軽減を図った社会福祉法人等に助成を行う 同左</p> <p>(4) 事業費負担 同左</p>		・ 民間事業者の取扱い	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は 現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月17日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療分科会	0 3	高齢者の福祉	0 3	介護・日常生活の援助	2 0	生活困窮者利用者負担軽減事業
長岡市		中之島町		越路町			
(1)内容 生活困窮者の在宅サービス利用促進を図るため、利用者負担の軽減を図る。 (2)対象者 ・介護保険料段階が第1段階の者 ・介護保険料段階が第2段階で介護保険料の法定外減免対象者 (3)軽減対象サービス 訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、通所介護、通所リハビリ、短期生活、短期療養居宅療養管理指導、福祉用具貸与 (4)軽減割合 3%軽減する。(利用者負担割合 7%)		なし		なし			
三島町		山古志村		小国町		課 題	調 整 方 針 案
なし		なし		なし			長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度とそれに続く翌年度は現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月17日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1	2 福祉・保健・医療分科会	0	3 高齢福祉	0	6 その他	0	2 介護相談員派遣事業
長岡市		中之島町		越路町			
(1)目的 介護サービス利用者の疑問、不安を解消し、介護サービスの質の向上を図る。 (2)内容 介護サービス提供現場(介護保険施設等)を訪問し利用者及びその家族からの相談に応じる。 事業所の職員と意見交換を行い、介護サービスに関して事業者に意見を述べ、その改善を求める。 (3)事業費負担 市 1 / 4 国・県 3 / 4		なし		なし			
		山古志村		小国町		課 題	
なし		なし		なし		調整方針案 長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月17日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 3	高齢者福祉	0 5	住宅	0 3	リフォームヘルパーの派遣
長岡市		中之島町					
<p>(1) 目的 在宅の高齢者が車いす等を利用して快適に生活できるように居室等の改良を希望する世帯に専門家が出向き、在宅生活の向上を図る。</p> <p>(2) 対象者 要介護認定の要支援、要介護1~5、身体障害者手帳1・2級の世帯で、身体機能の低下により日常生活に介護が必要な者</p> <p>(3) 内容 <チーム構成> 適切なサービスが提供されるように次の職種に該当する者によって構成される。 福祉関係職種 (介護福祉士又はソーシャルワーカー) 1人 (保健・医療職種(理学療法士及び保健師) 2人 建築関係職種(設計士又は施工者) 1人</p> <p>(4) 事業費負担 県3/4 市1/4</p>		なし		なし			
三島町		山古志村		小国町		課題	
なし		なし		なし		調整方針案 長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月14日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療分科会	0 3	高齢者福祉	0 3	介護・日常生活援助	1 2 - 1	家族介護支援短期入所事業(緊急時支援サービス)
長岡市		中之島町		越路町			
なし		(1)目的 高齢者等を居宅で介護する者が緊急事情により介護が困難となった場合に、一時的に入所させることにより介護者の負担の軽減を図る。 (2)対象者 概ね65歳以上の要介護老人等 (65才未満であって初老期痴呆該当者を含む) (3)利用日数 年7日 (4)利用料 利用に要する経費のうち、飲食物費相当額を負担する。(国庫補助基準単価を標準とする) (5)事業費負担 町 100% (6)中之島町老人短期入所運営実施要綱		(1)目的 同左 (2)対象者 概ね65歳以上の要介護老人等 (40才以上65才未満の要介護認定者等を含む) (3)利用日数 同左 (4)利用料 1日 1,730円 (5)事業費負担 県等の補助事業 (介護予防・地域支えあい事業) (6)越路町高齢者生活管理指導短期宿泊事業実施要綱			
三島町		山古志村		小国町		課 題	調整方針案
(1)目的 寝たきり老人等の介護者に代わって当該寝たきり老人等を一時的に養護する必要がある場合に入所させ家庭の福祉の向上を図る。 (2)対象者 65才以上の者(自立の者) (3)利用日数 年 7日 (4)利用料 介護保険法の規定による指定居宅介護サービスに要する費用の額の算定に関する基準の要支援にかかる額の20% (5)事業費負担 町 100% (6)三島町老人短期入所事業実施要綱		(1)目的 介護状態の予防、悪化防止及び生活支援が必要な者に対してサービスを行い福祉の向上を図る。 (2)対象者 要支援、介護認定者 (3)利用日数 年 14日 (4)利用料 介護保険制度の単価の1割に相当する額 (5)事業費負担 村 100% (6)山古志村介護予防、生活支援事業実施要綱		(1)目的 葬儀、同居者の入院等で緊急時の短期入所対応で介護家族の負担軽減を図る。 (2)対象者 在宅要介護者等 (3)利用日数 介護予防 要支援者 20日 要支援 36日 要介護者 42日 生活支援事業 高齢者 7日 (4)利用料 要介護者等 介護保険制度の単価の1割相当額 高齢者 1日 600円 (5)事業費負担 町 100% (6)小国町介護予防、生活支援事業実施要綱		中之島町の制度を基に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月14日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 3	高齢者福祉	0 1	手当等	0 1	在宅高齢者等紙おむつ支給事業 (高齢者分)
長岡市	中之島町	越路町	なし				
<p>(1)目的 介護に当たる家族の精神的及び経済的負担の軽減を図る。</p> <p>(2)対象者 要介護3～5の人を1年間の1/3以上を在宅で介護している人。</p> <p>(3)手当額 年額 75,000円</p> <p>(4)事業費負担 市10/10</p>	<p>(1)目的 在宅の寝たきり老人又は痴呆老人で常時おむつを使用している者に対しおむつの購入に係る費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減と福祉の増進を図る。</p> <p>(2)対象者 65歳以上で3ヶ月以上在宅において寝たきり老人または痴呆性老人</p> <p>(3)手当額 前年所得税非課税世帯 月額8,000円 " 課税世帯 月額4,000円</p> <p>(4)事業費負担 町10/10</p>						
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案			
<p>(1)目的 家庭においておむつを必要としている寝たきり老人等に対し、地域の支援によって定期的におむつを貸与することにより、寝たきり老人等の清潔で心地よい生活を確保するとともに、在宅福祉、地域福祉の向上に寄与する。</p> <p>(2)対象者 おむつを必要としている65歳以上の寝たきり老人等</p> <p>(3)内容 布おむつの貸与 1日20枚限度 毎日 費用負担 生活保護法による被保護世帯 無料 生計中心者が前年所得税非課税世帯 無料 生計中心者が前年所得税課税世帯 1枚あたり 15円</p> <p>(4)事業費負担 町10/10</p>	<p>(1)目的 在宅の寝たきり老人等の保健衛生の確保及び介護者の負担の軽減を図る。</p> <p>(2)対象者 在宅要介護者 (要介護3以上)</p> <p>(3)内容 月5,000円以内で紙おむつ支給</p> <p>(4)事業者負担 ・村民税非課税、要介護4・5 県3/4 村1/4 ・その他 村10/10</p>	<p>(1)目的 在宅用介護者等で常時おむつを使用している者に対して、紙おむつ購入に係る費用の一部を助成することにより、在宅要介護者等の経済的負担の軽減と福祉の増進に資する。</p> <p>(2)対象者 在宅要介護者 (要支援、要介護1～5)</p> <p>(3)内容 月4,000円分の紙おむつを支給。</p> <p>(4)事業費負担 ・町民税非課税、要介護4・5 県3/4 町1/4 ・その他 町10/10</p>	<p>支給対象者の要介護度の条件や手当額を調整する必要がある。</p>	<p>新基準を創設し統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。</p> <p>*新基準 (1)支給対象者 在宅要介護1以上で、常時おむつを必要としている者 (2)手当額 月額 3,500円の紙おむつ支給券</p>			

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月14日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 3	高齢者福祉	0 1	手当等	0 2	家族介護見舞金支給事業(高齢者分)
長岡市		中之島町		越路町			
なし		<p>(1)目的 寝たきり老人又は痴呆老人等を常時介護している者に介護手当を支給することにより、介護にあたる家庭の精神的及び経済的負担軽減を図り寝たきり老人等の福祉増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(2)対象者 次のものと同居して、かつ自ら次の者を介護している者 ・65歳以上の者で3ヶ月以上居室において臥床し、食事、排便等の日常生活に支障のある者で介護を必要とする状態にあり、かつ、その状態が継続すると認められる者。 ・65歳以上で痴呆その他の精神障害により3ヶ月以上居室において他の介助を必要とする状態にあり、かつ、その状態が継続すると認められる者。</p> <p>(3)手当額 月額 5,000円</p> <p>(4)事業費負担 町 10/10</p>		<p>(1)目的 高齢者等を介護している世帯に対して介護手当を支給し、介護者の慰労及び同世帯の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(2)対象者 在宅で要介護3、4、5の者</p> <p>(3)手当額 月額 5,000円</p> <p>(4)事業費負担 町 10/10</p>			
三島町		山古志村		小国町		課 題	調整方針案
<p>(1)目的 老人等を介護している者に対し介護手当を支給し、介護者の慰労及び老人等の生活の安定とその家族の福祉の向上を図る。</p> <p>(2)対象者 要介護3、4、5の者と生活を共にし、世帯を同じくしている者のうち1人</p> <p>(3)手当額 月額 10,000円</p> <p>(4)事業費負担 町 10/10</p>		<p>(1)目的 在宅において寝たきり老人等を常時介護している者に対し、介護手当を支給し介護の慰労と寝たきり老人等の生活の安定を図る。</p> <p>(2)対象者 要介護度3以上で常時介護を必要とする寝たきり老人等と同居し、当該寝たきり老人等の日常生活の介護にあたっている主たる介護者</p> <p>(3)手当額 月額 5,000円</p> <p>(4)事業費負担 村 10/10</p>		<p>(1)目的 要介護者に対して助成金を支給することにより居宅サービスの利用を促進し、サービス利用に伴う費用負担の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>(2)対象者 介護保険法に規定する要介護、要支援認定を受けた者のうち在宅で月に20日以上介護を受ける者。</p> <p>(3)手当額 1月に介護度に応じて3,000円～8,000円支給 町民税非課税世帯に1月3,000円～8,000円加算して支給。</p> <p>(4)事業費負担 町 10/10</p>		支給対象者の要介護度の条件や在宅期間、手当額を調整する必要がある。	<p>新基準を創設し統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。</p> <p>*新基準 (1)支給対象者 要介護3～5 (2)在宅日数の条件 月20日以上在宅者 (3)支給額 月手当額 5,000円</p>

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月17日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 2 福祉・保健・医療分科会	0 3 高齢者福祉	0 3 介護・日常生活援助	1 6	訪問介護利用者支援事業
長岡市	中之島町	越路町		
(1)目的 介護保険導入に伴う、低所得者の利用料負担を軽減し、激変を緩和する。 (2)対象者 生計中心者が所得税非課税で次のいずれかに該当する者 介護保険法施行時に老人ホームヘルプサービスを利用していたもの 障害ホームヘルプサービスを利用していた者 で65歳に介護保険に適用になったもの 40歳から64歳までのもの (3)内容 介護保険訪問介護サービスにかかる利用者負担を軽減する。 (4)利用料 対象者 100分の6 対象者、 100分の3 (5)事業費負担 県 3/4、市 1/4	同左	同左		
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
同上	同左	同左		国の制度であり、調整不要。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月17日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 3	高齢者福祉	0 3	介護・日常生活の援助	1 1 - 6	高齢者福祉施策で実施する介護サービス
長岡市		中之島町		越路町			
(1) サービスの種類 短期入所 (2) 対象者 要支援、要介護認定者 (3) 利用者負担 1日：2,250円 (4) 実施施設等 介護保険の指定短期入所施設	(1) サービスの種類 通所介護 (2) 対象者 自立認定者 (3) 利用者負担 介護報酬の1割 (4) 実施施設等 介護保険の指定通所介護施設	(1) サービスの種類 通所介護 短期入所 (2) 対象者 通所介護：要支援、要介護認定者、自立認定者 短期入所：要支援、要介護認定者 (3) 利用者負担 介護報酬の1割 (4) 実施施設等 介護保険の指定通所介護施設 介護保険の指定短期入所施設					
三島町		山古志村		小国町		課 題	調 整 方 針 案
(1) サービスの種類 通所介護 短期入所 (2) 対象者 通所介護：65歳以上の身体虚弱者 短期入所：要支援、要介護認定者 (3) 利用者負担 通所介護：デイサービスセンター使用料 短期入所：介護報酬の2割 (4) 実施施設等 介護保険の指定通所介護施設 介護保険の指定短期入所施設	(1) サービスの種類 訪問介護 通所介護 (2) 対象者 訪問介護：要支援、要介護認定者 通所介護：要支援、要介護認定者、 65歳以上の1人暮らし老人等 (3) 利用者負担 訪問介護：介護報酬の1割 通所介護：介護報酬の1割、 介護報酬の1割又は1回1000円 (4) 実施施設等 介護保険の指定通所介護施設 介護保険の指定短期入所施設	(1) サービスの種類 訪問介護 通所介護 訪問入浴介護 (2) 対象者 訪問介護：要支援、要介護認定者 通所介護：要支援、要介護認定者、自立認定者 訪問入浴介護：要支援、要介護認定者 (3) 利用者負担 訪問介護：介護報酬の1割 通所介護：介護報酬の1割、 訪問入浴介護：介護報酬の1割 (4) 実施施設等 介護保険の指定訪問介護事業所 介護保険の指定訪問入浴介護事業所 介護保険の指定通所介護施設				廃止する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、廃止後は介護保険サービスや介護予防等の高齢者福祉施策のなかで対応を図るものとする。	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月17日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1	2 福祉・保健・医療	0	3 高齢者福祉	0	1 手当等	0	3 家族介護慰労事業
長岡市		中之島町		越路町			
(1)目的 高齢者等を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに要介護高齢者等の在宅生活の継続、向上を図る。 (2)対象者 要介護4又は5に相当する市町村民税非課税世帯に属する在宅の高齢者であって過去1年間介護保険サービス(年間1週間程度のショートステイの利用を除く。)を受けず、また91日以上病院へ入院しなかった者を現に介護している家族 (3)手当額 年額100,000円 (4)事業費負担 県3/4 市1/4		同左		同左			
三島町		山古志村		小国町		課題 調整方針案	
同上		同上		同上		廃止する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、廃止後は家族介護見舞金支給制度のなかで対応を図るものとする。	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月17日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 3	高齢者福祉	0 1	手当等	0 4	在宅介護者特別助成金
長岡市		中之島町		越路町			
なし		なし		なし			
三島町		山古志村		小国町		課題 調整方針案	
なし		なし		<p>(1)目的 廃止前の寝たきり老人等介護見舞金平成12年度廃止)の受給者の一部重度者に対し、激変緩和を図る目的で当分の間支給する。</p> <p>(2)対象者・内容 旧介護見舞金40,000円の受給者で要介護4又は5に認定された者：月額25,000円支給。 旧介護見舞金50,000円の受給者で要介護4又は5に認定された者：月額30,000円支給。</p> <p>(3)事業費負担 町10/10</p>		<p>廃止する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、廃止後は家族介護見舞金支給制度のなかで対応を図るものとする。</p>	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会) 作成日 平成16年 3月17日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業																																									
1 2 福祉・保健・医療分科会	0 2 障害者福祉	0 4 補装具・日常生活用具	0 5	住宅改造費の助成(障害者分)																																								
長岡市	中之島町	越路町																																										
<p>(1)目的 日常生活において介護を必要としている人が、暮らしやすい生活ができるように住宅(居室、浴室、トイレ等)の改造費補助をすることにより、在宅生活の向上をはかるもの。</p> <p>(2)対象者 身体障害者手帳1・2級又は療育手帳Aの者 世帯合計所得600万円未満 をみたす者</p> <p>(3)内容 対象者が利用する箇所の改造で日常生活に利便性を与える改造工事(対象工事)に対し限度額以内で補助金を交付する。</p> <p>(4)事業費負担 補助対象経費 50万円 ただし、日常生活用具給付事業の住宅改修費給付対象に該当する者は30万円を補助基準額とする。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">補助率</td> <td style="padding-right: 10px;">生活保護世帯</td> <td style="text-align: right;">10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得税非課税世帯</td> <td style="text-align: right;">9/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他世帯</td> <td style="text-align: right;">9/10</td> </tr> <tr> <td>県補助率</td> <td colspan="2">対象経費の1/2</td> </tr> </table>	補助率	生活保護世帯	10/10		所得税非課税世帯	9/10		その他世帯	9/10	県補助率	対象経費の1/2		なし	なし																														
補助率	生活保護世帯	10/10																																										
	所得税非課税世帯	9/10																																										
	その他世帯	9/10																																										
県補助率	対象経費の1/2																																											
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案																																								
<p>(1)目的 長岡市に同じ</p> <p>(2)対象者 長岡市に同じ 世帯合計収入600万円未満 をみたす者</p> <p>(3)内容 長岡市に同じ</p> <p>(4)事業費負担 補助対象経費 長岡市に同じ</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">補助率</td> <td style="padding-right: 10px;">生活保護世帯</td> <td style="text-align: right;">10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得税非課税世帯</td> <td style="text-align: right;">3/4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他世帯</td> <td style="text-align: right;">1/2</td> </tr> <tr> <td>県補助率</td> <td colspan="2">長岡市に同じ</td> </tr> </table>	補助率	生活保護世帯	10/10		所得税非課税世帯	3/4		その他世帯	1/2	県補助率	長岡市に同じ		<p>(1)目的 長岡市に同じ</p> <p>(2)対象者 長岡市に同じ 同左</p> <p>(3)内容 長岡市に同じ</p> <p>(4)事業費負担 補助対象経費 同左</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">補助率</td> <td style="padding-right: 10px;">同左</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>県補助率</td> <td>長岡市に同じ</td> </tr> </table>	補助率	同左		同左		同左	県補助率	長岡市に同じ	<p>(1)目的 長岡市に同じ</p> <p>(2)対象者 長岡市に同じ 同左</p> <p>(3)内容 長岡市に同じ</p> <p>(4)事業費負担 補助対象経費 100万円 ただし、日常生活用具給付事業の住宅改修費給付対象に該当する者は80万円を補助基準額とする。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">補助率</td> <td style="padding-right: 10px;">同左</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>県補助率</td> <td>長岡市に同じ</td> </tr> </table>	補助率	同左		同左		同左	県補助率	長岡市に同じ	<p>サービス内容 補助金額、対象工事 対象者の違い 所得制限 徴収金額の違い 本人負担分</p> <p>(県の基準) (1)対象者 身体障害者手帳1・2級又は療育手帳Aの者 世帯合計収入600万円未満 をみたす者</p> <p>(2)内容 対象者が利用する箇所の改造で日常生活に利便性を与える改造工事(対象工事)に対し限度額以内で補助金を交付する。</p> <p>(3)事業費負担 補助対象経費 50万円 ただし、日常生活用具給付事業の住宅改修費給付対象に該当する者は30万円を補助基準額とする。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">補助率</td> <td style="padding-right: 10px;">生活保護世帯</td> <td style="text-align: right;">10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得税非課税世帯</td> <td style="text-align: right;">3/4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他世帯</td> <td style="text-align: right;">1/2</td> </tr> <tr> <td>県補助率</td> <td colspan="2">対象経費の1/2</td> </tr> </table>	補助率	生活保護世帯	10/10		所得税非課税世帯	3/4		その他世帯	1/2	県補助率	対象経費の1/2		<p>県の基準に統一する。なお、合併年度は現行どおりとする。</p>
補助率	生活保護世帯	10/10																																										
	所得税非課税世帯	3/4																																										
	その他世帯	1/2																																										
県補助率	長岡市に同じ																																											
補助率	同左																																											
	同左																																											
	同左																																											
県補助率	長岡市に同じ																																											
補助率	同左																																											
	同左																																											
	同左																																											
県補助率	長岡市に同じ																																											
補助率	生活保護世帯	10/10																																										
	所得税非課税世帯	3/4																																										
	その他世帯	1/2																																										
県補助率	対象経費の1/2																																											

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月17日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 2 福祉・保健・医療	0 2 障害者福祉	0 1 年金手当	0 8 紙おむつ支給事業 (障害者分)	
長岡市	中之島町	越路町		
<p>(1)目的 在宅の重複障害者を常時介護している者に対して、介護手当を支給することにより、介護に当る家族の精神的及び経済的負担の軽減。</p> <p>(2)対象者 「重度の知的障害」と「肢体不自由1～3級」とが重複している者を常時介護している者</p> <p>(3)内容 年額 75,000円</p> <p>(4)事業費負担 市10/10</p> <p style="text-align: center;">+</p>	<p>(1)目的 在宅の重度心身障害者等で常時おむつを使用している者に対し、おむつの購入に係る費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減と福祉の増進を図る。</p> <p>(2)対象者 65歳未満の在宅の身体障害者手帳1、2級又は療育手帳A所持者。</p> <p>(3)内容 生活保護世帯・所得税非課税世帯 月8,000円 所得税課税世帯 月4,000円</p> <p>(4)事業費負担 町10/10</p>	なし		
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
<p>(1)目的 在宅の障害者でおむつを常時利用している者に対して、おむつ手当を支給することにより、心身障害者の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。</p> <p>(2)対象者 ・身体障害者手帳1級、2級の者で日常生活において介護を必要とし、紙おむつを使用している者 ・療育手帳Aで日常生活において介護を必要とし、紙おむつを使用している者</p> <p>(3)内容 月額 12,000円以内 現物支給</p> <p>(4)事業費負担 町10/10</p>	<p>(1)目的 在宅の障害者でおむつを常時利用している者に対して、おむつ手当を支給することにより、心身障害者の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。</p> <p>(2)対象者 ・身体障害者手帳1級、2級の者で日常生活において介護を必要とし、紙おむつを使用している者 ・療育手帳Aで日常生活において介護を必要とし、紙おむつを使用している者</p> <p>(3)内容 月額 5,000円以内 現物支給</p> <p>(4)事業費負担 村10/10</p>	<p>(1)目的 在宅重度心身障害者で常時おむつを使用している者に対して、紙おむつに係る費用の一部を助成することにより、在宅要介護者等の経済的負担の軽減と福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>(2)対象者 身障1～2級の者 療育手帳Aの者 特別障害者手当受給資格者</p> <p>(3)内容 紙おむつ購入費の2分の1 月額 4,000円を限度</p> <p>(4)事業費負担 町10/10</p>		<p>新基準を創設し統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。</p> <p>新基準 (1)支給対象者 特別児童扶養手当(1級)の対象児童、障害児福祉手当・特別障害者手当受給資格者でおむつを常時使用している者。 (2)手当額 月額3,500円の紙おむつ支給券</p>

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月17日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 2 福祉・保健・医療	0 2 障害者福祉	0 1 年金手当	0 9 家族介護見舞金支給事業 (障害者分)	
<p>長岡市</p> <p>(1)目的 在宅の障害者でおむつを常時利用している者に対して、おむつ手当を支給することにより、心身障害者の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。</p> <p>(2)対象者 毎年度の10月1日現在において、市内の65歳未満の者(障害児・者福祉施設入所者を除く)で、おむつを常時利用している者 ・特別児童扶養手当(1級)の対象児童 ・障害児福祉手当の受給資格者 ・特別障害者手当の受給資格者 ・その他長岡市長が特に認めた者 ただし、次の者は手当の支給対象としない。 ・補装具として紙おむつの交付を受けた者 ・家族介護用品等購入手当支給事業に該当する者</p> <p>(3)内容 年額 15,000円</p> <p>(4)事業費負担 市10/10</p>	<p>中之島町</p> <p>(1)目的 寝たきり老人若しくは痴呆老人又は重度心身障害者等を常時介護している者に介護手当を支給することにより、介護に当たる家族の精神的及び経済的負担軽減を図り、もって寝たきり老人等の福祉増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(2)対象者 65歳未満の在宅の身体障害者手帳1、2級又は療育手帳A支持者。</p> <p>(3)内容 月額 5,000円</p> <p>(4)事業費負担 町10/10</p>	<p>越路町</p> <p>(1)目的 高齢者等を介護している世帯に対して介護手当を支給し、介護者の慰労及び同世帯の生活の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(2)対象者 身体障害者手帳を有し、要介護3～5と同程度の65歳未満の者。</p> <p>(3)内容 月額 5,000円</p> <p>(4)事業費負担 町10/10</p>		
<p>三島町</p> <p>なし</p>	<p>山古志村</p> <p>(1)目的 在宅においてねたきり老人等を常時介護している者に対し、介護手当を支給し介護者の慰労とねたきり老人等の生活の安定を図ることを目的とする。</p> <p>(2)対象者 身体障害者手帳1、2級の者。 療育手帳Aの者。</p> <p>(3)内容 月額 5,000円</p> <p>(4)事業費負担 村10/10</p>	<p>小国町</p> <p>なし</p>	課 題	調整方針案
				<p>新基準を創設し統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。</p> <p>新基準 (1)支給対象者 「重度知的障害又は精神障害1級」と「肢体不自由1～3級」とが重複している者を常時介護している者。 (2)在宅日数の条件 月20日以上在宅者 (3)支給額 月額 5,000円</p>